

奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画

(DV防止及び被害者支援基本計画)

平成22年9月

奈良市

はじめに



現在、人口減少社会の到来や世界的な経済状況の悪化など、社会を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えつつあります。

このような中、女性や子どもをはじめとして、すべての人が互いの個性や特性を認め、人権を尊重することのできる男女共同参画社会の実現が求められています。

配偶者からの暴力、DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性であることから、男女共同参画社会の実現のためには、克服すべき重要な課題となっております。

また、DV は、子どもにも深刻な影響を与えることから、絶対に許すべきではありません。

国におきましては、平成 19 年 7 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市町村基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター設置が市町村の努力義務となりました。

これを踏まえ、奈良市では、被害者にとって最も身近な行政として、支援体制を確立し、関係機関との相互連携のもと効果的に取組み、地域社会全体で対応ができるよう、DV の予防から被害者の自立支援までの施策を総合的かつ一体的に推進するため、「奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

この計画を着実に推進することで、配偶者等からの暴力がなくなり、誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくりの実現に向け全力で取り組んでまいります。

結びにこの計画の策定にあたり「奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援策定委員会」委員の皆様はじめ多くの関係者の皆様の貴重なご意見をいただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 9 月

奈良市長 仲川 げん

目 次

基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 DV基本計画法的根拠	1
3 基本的な考え方	2
4 計画の期間	2

現状

全国の状況	2
2 奈良県の状況	2
3 奈良市の状況	3
(1) DVに対する意識	3
(2) 相談状況	6

計画の体系

1 施策の体系	7
---------------	---

具体的施策の展開

重点目標1 DVを許さない意識づくりの推進	8
重点目標2 安心して相談できる体制の整備	10
重点目標3 被害者の安全確保と自立支援の充実	12
重点目標4 関係機関との連携機能の充実	15

DV被害者支援フローチャート	16
----------------------	----

参考 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	17
------------------------------------	----

基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス 以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、このため、周囲も気付かないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVは、被害者の多くが女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会実現を妨げるものとなっています。その背景には、男女の社会的地位の不均衡や固定的な性別役割分担意識、男女の就業形態や賃金の違い等による経済格差など女性差別の意識が潜んでいるとされています。

このような状況を改善するため、平成13年4月に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)」が制定されました。

奈良県においては、平成18年3月に「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、平成21年1月には第2次の基本計画も策定されています。

本市においても、平成13年度に策定した「奈良市男女共同参画計画」第4章基本方向1の主要課題に「人権の尊重と女性への暴力の廃絶」と位置付け、男女共同参画社会実現に向け、女性に対するあらゆる暴力をなくすための取り組みを進めているところです。

また、平成19年7月には、DV防止法が改正され、施策を更に推進するため、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護と自立支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置が市町村の努力義務となるなど、地域に根ざした支援のため、市町村の果す役割が重視されることとなりました。

このように、配偶者からの暴力の防止や被害者の自立支援が国や地方公共団体の責務であることが明確化され、奈良市においてもDV被害者への支援体制を充実し、DV防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するために「奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定することとしました。

2 DV基本計画法的根拠

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項「市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。」(努力義務)

3 基本的な考え方

- 1 DV は、重大な人権侵害であり、男女が共に相互の人権と人格を尊重するという認識のもと DV の防止に社会全体で取り組む
- 2 被害者の状況や安全に配慮し、安心して相談できる環境と体制をつくる。
- 3 被害者の状況や意思を尊重し、被害者の自立に向け、きめ細かで継続的な支援を行う。
- 4 関係機関、民間団体との連携・協働のもとに、相談・保護・自立支援を行う。
- 5 DV の被害者も加害者も作らないための予防的取り組みを行う。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 ヶ年間とします。

ただし、計画期間中に法律及び基本方針が見直された場合や新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

現状

1 全国の状況

内閣府が、平成 20 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、これまで結婚したことのある女性の中で、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある人は、女性では、33.2%と、3人に1人が何らかの暴力を経験しています。

次に、相談状況については、各都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおいて受け付けた DV 相談件数は、平成 14 年度には、35,943 件であったが、年々増加し、平成 20 年度は、68,196 件となっています。警察における対応件数についても、増加傾向にあり、平成 14 年度 14,140 件が、平成 20 年度は、25,210 件となっています。

また、一時保護については、夫等の暴力を理由に一時保護された件数は、平成 14 年度は、3,974 人ですが、平成 15 年度以降は、4,500 人前後となっています。

2 奈良県の状況

奈良県においては、平成 13 年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の成立を受け、平成 14 年 4 月に、中央子ども家庭相談センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者の相談・保護・自立支援等の体制の強化を図り、平成 16 年 12 月の DV 防止法改正に伴い、平成 18 年 3 月「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」

を策定、その後、計画期間の終了に伴い、平成19年7月の改正DV防止法の内容も踏まえた第
二次基本計画が策定されました。

平成21年度に配偶者暴力相談支援センター窓口で受付けた相談件数は、1,165件となっ
ており、平成14年度(693件)と比較して著しく増加しています。また、一時保護件数につい
ても増加傾向にあり、平成21年度は、108件となっています。

奈良県におけるDV相談件数

年 度	DV相談件数	DV被害者一時保護件数
平成18年度	844	76
平成19年度	1,046	96
平成20年度	1,009	97
平成21年度	1,165	108

3 奈良市の状況

(1) DVの実態と意識

奈良市では、男女共同参画社会に関する意識や実態、ニーズを把握し、また、第2次男女共同
参画基本計画策定の重要な資料とするため、平成21年8月に「男女共同参画社会に関する市民意
識調査」を実施しました。(無作為抽出3,000人発送 回答1,730人)

その結果によると、【表1】DVの被害者の実態は、男性の3.4%、女性の10.5%が、「自
分が直接経験したことがある」と回答していました。「身近な人から相談を受けたことがある」と
回答した人は、男性8.0%、女性10.2%となっています。

また、【表2】「自分が直接経験したことがある」と答えた中で、どこかに相談した人は、男性1
2.5%、女性46.7%と女性と男性を比べると、女性は男性の約4倍であり相談が必要な状
況です。【表3】どこに相談したか問うたところ、「親、兄弟姉妹、親戚」や「友人、知人」が高くな
っているのに反し、「市の相談窓口」と回答した人は、利用している人が少ないのが現状です。

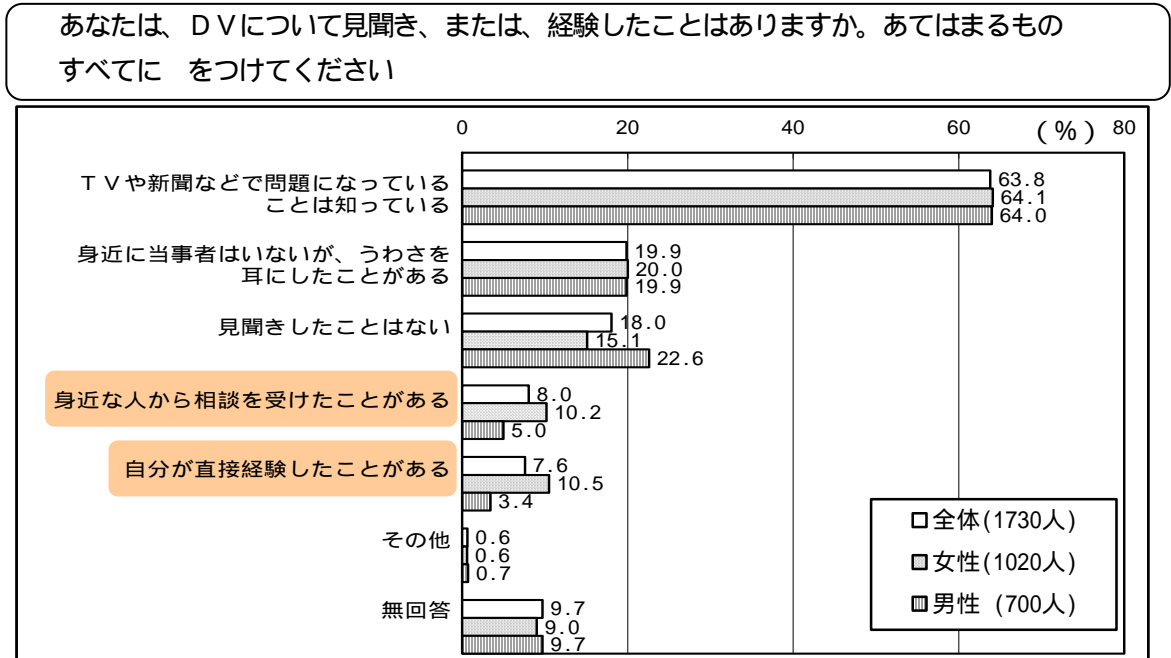
また、【表4】相談しなかった人の理由は、「自分さえ我慢すればいいと思ったから」「自分にも
悪いところがあるから」「世間体がわるいから」と回答した人は、それぞれ46.6%・20.5%・
19.2%となっています。

こうした実態や意識調査の回答から、DV被害の多くは女性であり女性への暴力(性犯罪、セ
クシャルハラスメント含む)等への対策として、啓発の充実、相談窓口の充実、被害者避難場所
の整備及び教育の充実など、行政に対する多くの課題が提示されているといえます。

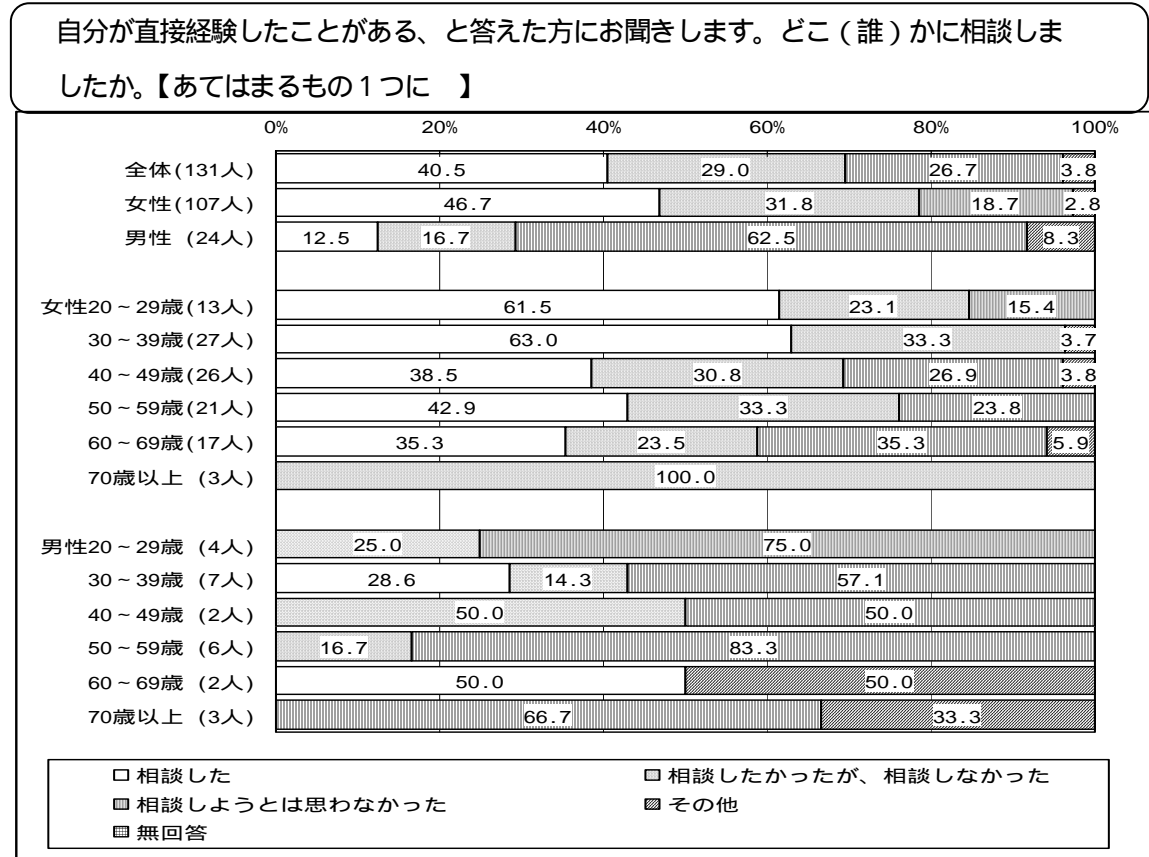
『参考資料「男女共同参画社会に関する市民意識調査」』

(H21.8 無作為抽出3,000人発送 回答1,730人)

【表1】DVの体験

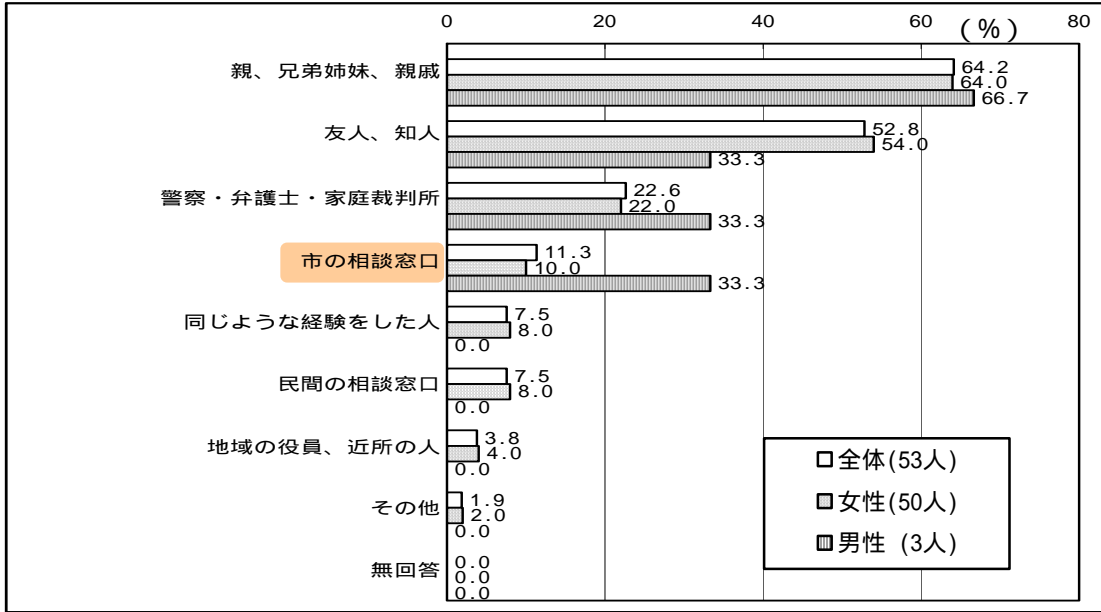


【表2】DVを受けた時の相談の有無



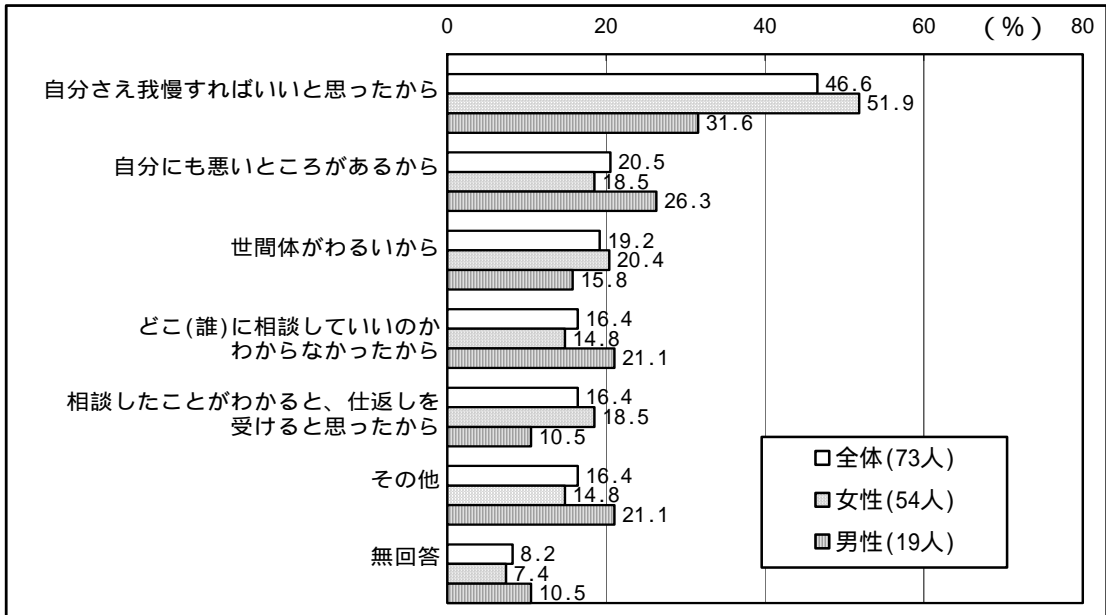
【表3】DVを受けた時の相談先

相談した、と答えた方にお聞きします。どこ（誰）に相談しましたか。あてはまるものすべてに をつけてください。



【表4】DVを受けたときに相談しなかった理由

相談したかったが、相談しなかった、または、相談しようとは思わなかった、と答えた方にお聞きします。そう思われたのは、なぜですか。あてはまるものすべてに をつけて下さい。



(2) 相談状況

奈良市においては、「人権の尊重と女性への暴力の廃絶」を平成13年度に策定した「奈良市男女共同参画基本計画」の主要課題の一つとして位置付け、男女共同参画社会実現に向け、女性に対するあらゆる暴力をなくすための取り組みを掲げています。

男女共同参画センターでは、女性のあらゆる悩みについて、毎週、月・水・金・土曜日の10時から16時、また、西部会館においても毎週、月・水曜日の同時間に、女性相談員3名体制で、女性問題相談室を開設しています。

女性問題相談室では、結婚、子育て、性、介護、DV等の悩みについて、女性の視点に立ち、女性相談員が、カウンセリング等により、相談を受け付けています。

子育て課においても、家庭相談員や母子自立支援員によるDV相談も行っています。

また、平成20年度から女性弁護士による女性を取り巻く法律的諸問題について、助言等を行うため、無料法律相談を実施しています。

相談状況

年 度	女性問題相談室		女性のための法律相談		子育て課 (DV相談)
	件 数	うちDV相談	件 数	うちDV相談	
平成18年度	3,017	59			37
平成19年度	3,188	65			50
平成20年度	3,164	88	117	10	59
平成21年度	3,354	67	151	13	42

Ⅲ 計画の体系

1 施策の体系

【重点目標】

【今後の取り組み】

重点目標 1
DVを許さない意識づくりの推進

- ① DV防止に向けた啓発の充実
- ② 若い世代への教育の充実
- ③ DV被害の発見・通報体制

重点目標 2
安心して相談できる体制の整備

- ① 相談機能の拡充
- ② 関係機関との連携強化

重点目標 3
被害者の安全確保と自立支援の充実

- ① 緊急時の安全確保と一時保護
- ② 被害者に対する適切な情報提供及び各種支援
- ③ 住宅支援の充実
- ④ 同伴する子どもへの支援の充実
- ⑤ 就業支援の充実

重点目標 4
関係機関との連携機能の充実

- ① 関係機関等との連携強化
- ② 他県・他市との連携強化
- ③ 民間団体との連携・協働及び支援

IV 具体的施策の展開

重点目標1 DVを許さない意識づくりの推進

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、重大な人権侵害であるにもかかわらず、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

被害者自身もDV被害を受けながら、DVと気付かない女性や相談することをためらう被害者も多く、DVとは身体的暴力のみならず、精神的暴力等も含まれるなど、被害女性本人が正しい認識と理解を得ることが重要であります。

DVは、配偶者間での問題だけでなく、「デートDV」と言われる若者の間でも発生しているのが現状であり、若い世代への啓発も必要と考えられます。

DV防止の観点から配偶者間や親しい関係であっても、暴力は許されない行為であるという意識を社会全体で共有することが必要であり、あらゆる機会を通じてDV被害防止に向けた啓発を推進します。

DV被害者が行政手続きを行う際、各窓口等での二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）を防ぐため、職員等がDVに対する正しい理解と知識を習得する必要があります。

今後の取り組み

DV防止に向けた啓発の充実

ア 広報・啓発活動の推進

広報誌、機関紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を実施する。

DVに対する正しい理解と認識を図るための講演会・講座等を実施する。

イ 市職員等に対する研修の充実

DVに対する正しい理解のための一般的なDVの研修を定期的に行うとともに、関係の深い窓口の職員に対しては、DV発見と二次被害防止のための研修を実施する。

ウ 苦情に対する適切な対応と情報共有

相談・支援にかかる職員の対応等に関して、苦情処理対応窓口を設け、被害者から苦情が寄せられた場合、被害者の立場に立った適切な対応に努めるとともに、DV対策庁内連絡会

議で情報を共有・公開することにより今後の支援につなげるような体制づくりを進める。

エ 加害者に対する取組

国県等が行う加害者更生のための調査研究や民間団体による取組について情報収集に努める。

若い世代への教育の充実

ア デートDV防止に向けた啓発等の推進

若い世代を対象にデートDV防止リーフレット等を配布する。また、大学等にリーフレットの設置を行うとともに交際相手からの暴力の予防及び防止のための研修会等を実施する。

イ 学校等における教育・啓発の推進

児童・生徒等の発達段階に応じた男女平等教育を推進し、デートDV防止についての教育等を実施する。

ウ 教職員及び保育士等への研修

DVと児童虐待は重なっており、子どもと日常的に接することの多い学校等の教職員及び保育士等に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、DVの特性、子どもや被害者の立場、配慮すべき事項等について研修を実施する。

DV被害の発見・通報体制の整備

ア 市民に対する啓発

DV被害者を発見した場合は、その旨を通報するよう広く市民に周知するとともに通報先である警察・配偶者暴力相談支援センターの情報提供を行う。

イ 医師その他の医療関係者への周知

医師その他の医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。）は、日常業務の中で、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、早期発見及び通報についてのマニュアル並びにパンフレットを作成し、研修を実施する。また、医療関係者が情報提供できる被害者向けのパンフレット等を医療機関に提供する。

ウ 福祉関係者への周知

民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー等の福祉関係者は、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、早期発見のための研修を実施する。

エ 通報等に対応する体制の充実

配偶者暴力相談支援センター機能をもつ機関や警察が、通報に対して速やかに対応できるよう、対応マニュアルの整備等の体制の充実を図る。

重点目標2 安心して相談できる体制の整備

女性問題相談室は、DV問題を含む結婚、子育て、性、家庭、介護等の女性が抱える多様な問題・悩みについて、女性カウンセラーによる相談を実施していますが、精神的な負担の軽減を求める相談者が多く占めているため、カウンセリングを中心とした相談窓口となっています。これまでの相談利用件数から、相談窓口を知らない市民が多くいると考えられます。さらに、暴力は身体的暴力に限られると思っている人も多く、自分の身に起きていることがDVと自覚していない被害者が多くいます。このような現状から、だれもが安心して、容易に相談できる窓口相談体制を強化し、十分な周知が必要です。

また、平成20年度から、女性の生き方、暮らしを守るため、女性を取り巻く法律的諸問題についての助言等を行う女性弁護士による、女性のための法律相談も実施しています。DV被害者には、相談窓口において、プライバシーがまもられ安心して相談できる体制が必要です。また障がい者や外国人、性的マイノリティなど多様な背景を抱える被害者に対しては、個々の状況をふまえた相談体制の整備など多岐にわたる支援が必要となります。今後は、被害者支援の中心的な役割を果たす配偶者暴力相談支援センター機能を被害者にとって一番身近な自治体である市に整備することが望まれます。

緊急的に支援が必要なDV被害者については、県中央こども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）との連携をはかり、被害者の話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握・理解し、法制度を利用しつつ最善の支援を行うことに努めます。

今後の取り組み

相談機能の拡充

ア 配偶者暴力相談支援センター機能の整備

被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能の整備を行い、関係機関と連絡調整を図り、相談から自立までの総合的・統括的支援を行うことができる体制づくりに取り組む。

イ 相談体制の強化

被害者に対し的確な相談、支援を実施するため、専門的知識を持つ女性相談員、家庭相談員、母子自立支援員を配置し、被害者の安全の確保と、きめ細かな相談対応ができるよう相談体制

を強化するとともに、複雑化、多様化する相談内容に対応するため、相談員の専門性の向上に向け、研修等に努める。

ウ 相談窓口の周知

相談窓口や相談機関等について、広報誌やホームページ、リーフレット等を活用して市民への周知に努める。さらに、名刺型のカード（相談窓口紹介等）を公共の施設など被害者が抵抗なく入手しやすいよう配慮した場所に置く。

エ 外国人への相談体制の充実

外国語通訳等を必要とする場合、関係課及び関係機関との連携により対応する。また、多言語によるDVに関するパンフレットを配布する。

オ 障がい者・高齢者等の相談体制の充実

障がい者・高齢者等のDV相談は、関係課及び関係機関と連携を図り、適切な対応が行えるよう相談体制の整備に取り組む。

カ 相談員への精神的ケア

相談員のスキルアップと二次受傷予防に向けた専門研修により、相談員の精神的ケアを実施する。

関係機関との連携強化

ア 県中央こども家庭相談センターとの連携

県中央こども家庭相談センターと相互の役割分担等について、連絡調整を行い、対応困難なケースについては、指導・助言を受け、被害者に適切な対応ができるよう努める。また、一時保護が必要なケースについては、県中央こども家庭相談センターに引継ぐため、密接な連携を図る。

イ 関係機関との連携

被害者に子どもがいる場合や高齢者・障がい者・精神疾患などがある場合は、関係課・機関と連携し、対応する。

各相談機関が相互に連携し、必要な情報の共有化を推進するための場を設定する。


重点目標3 被害者の安全確保と自立支援の充実

DV被害者が暴力から逃れるには、安全な住居の確保が不可欠です。その後の経済的支援、心理的なケアが必要とされています。DVによる影響として長期にわたる精神的暴力では、恐怖による支配から心身に深刻なダメージを負っている被害者は少なくありません。

本人が保護を求める場合は、速やかに保護し、その後の生活再建につなげるのが自治体の責務です。DV被害者の一時保護については、本人の意思に基づき、適当な宿泊先がなく、被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要と認められる場合に行われるものです。その際には、DV被害者の人権を守ることに配慮するとともに緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるよう対応していくことが求められます。

DV被害者が自立し、安心して生活するためには、住宅の確保、求職活動、適切な行政手続き、各種支援制度に関する情報の提供や助言など生活基盤を整えるための支援が必要となります。その際に、被害者の状況や心理的影響を考慮し、被害者にとって安全で効率的な支援方法を検討する必要があります。

子どもの目の前でされるDVは、直接子どもに向けられたものでなくても子どもに心理的外傷を与え、児童虐待に当たるものです。被害者の同伴する子どもに対しても、保育や教育の場での適切な対応と子どもの心理的なケアを継続して行う必要があります。



今後の取り組み

緊急時の安全確保と一時保護

ア 緊急時の安全確保の強化

緊急時においても速やかに被害者の安全確保が図れるよう警察等との連携を図り体制作りの強化に取り組む。

イ 保護体制の充実

県中央こども家庭相談センターと連携して、被害者に関する情報共有を図り、被害者や同伴する子どもの一時保護につなげる。

一時保護施設を運営する民間団体とともに支援体制を強化する。

被害者に対する適切な情報提供及び各種支援の実施

ア 庁内関係課の連携

被害者の自立支援については、多くの課が関係しており、関係課の連携を図るため、DV対

策庁内連絡会議において事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、適切な支援が行われるよう体制づくりを行う。

イ 手続きの一元化

被害者の負担軽減、手続きの迅速化のために、被害者の相談内容や、希望する支援の内容を記入する共通様式を設け、複数の窓口に係る手続きを並行して進められるような体制づくりに取り組む。また、その手続きを行う際にも一定の場所に関係部局の職員が出向くことによって、被害者が、1箇所ですべての手続きが進められるような体制づくりに取り組む。

ウ 被害者に対する適切な情報提供

相談においては、自立支援に係る情報提供や助言を行うため、関係課との連携を密にし常に最新の情報を収集し、適切な情報を提供する。

被害者が速やかに安心して情報提供や支援が受けられるよう、相談窓口は、関係課との連携を図る。

エ 住民基本台帳事務における支援措置

被害者を保護するため、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付等を制限して、不当な目的に利用されることを防止する。また、選挙管理委員会や国民健康保険、国民年金、介護保険、市税担当課等住民基本台帳からの情報に基づき事務を行う部署においても、閲覧等の制限となっている被害者について厳重に情報管理を行えるよう条件整備に努める。

オ 生活の安定に向けた支援

経済的支援として、生活保護、児童扶養手当などの福祉制度や貸付制度などの利用について、DV被害者に配慮した情報提供や支援を行う。

安定した生活のため、健康保険・国民年金の制度や手続きについて、DV被害者に配慮した情報提供や適切な支援を行う。

被害者が短期間に様々な手続きを適切に進めるために、同行支援を実施する。

カ 心と体の支援体制の整備

被害者の心身の回復のために、適切な相談機関の情報提供や公的機関・保健所・医療機関と連携し、継続的な心身のケアを行う体制づくりを目指す。

キ 単身女性やデートDV被害者（若年層）に対する支援

子どものいない女性やデートDVの被害女性に対しても、県中央子ども家庭相談センターと連携を図り、緊急一時保護の情報提供を行うとともに必要に応じて生活支援を行う。

住宅支援の充実

ア 市営住宅の入居における条件緩和や目的外使用の検討をする。

- イ 被害者の状況に応じ、すみやかに母子生活支援施設への入居を実施する。
- ウ 生活保護を適用することにより住宅を確保する。
- エ 安全性を確保するために、必要時、市による借り上げ住宅を検討する。

同伴する子どもへの支援の充実

ア 子どもの情報の管理体制ならびに支援体制の充実

被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を行い、子どもの安全確保に努めるよう学校、幼稚園、保育所等に周知する。さらに、教職員等の対応マニュアルの整備を図る。

イ 就学・保育等の支援体制の充実

様々な事情によって住民票の記載がなされていない場合であっても、居住している市町村において、被害者の同伴する子どもの就学、保育所への入所、健診、予防注射が受けられることなどの情報提供を行う。

ウ 子どもの心理的ケアの充実

保育士やスクールカウンセラー等、保育、教育関係者にDV理解を進めるとともに、連携を図り子どもの心理的ケアの充実を図る。

エ 県中央こども家庭相談センター（児童相談所）との連携

県中央こども家庭相談センターと連携を図り、個々の子どもの状況や年齢に応じたこころの支援を継続して実施する。

就業支援の充実

ア 公共職業安定所との連携による就業支援の充実

公共職業安定所と連携し、就職支援や職業訓練制度の情報提供等、就業支援体制の充実を図る。

イ 乳幼児の保育体制の充実

子どものいる被害者の就職活動のために、同伴乳幼児の保育所入所が必要な場合、優先的に取り扱うような体制を図る。

ウ 企業・団体の協力・連携の推進

企業・団体等にDVについての啓発、広報活動を通じ、就労支援等に関する資料の収集、整備に努め、被害者の雇用等について、企業との連携を図る。

重点目標4 関係機関との連携機能の充実

DV被害者の保護や自立支援を効果的に行うためには、公共相談センター、警察、福祉、保健・医療などの関係機関と連携し、企業や民間団体の協力も得て相談・保護・自立支援に取り組む必要があります。

特に、DV防止と被害者に対する保護、支援等に対して対応するためには、民間団体との緊密な連携、協力を図りながら、より効果的な被害者支援に取り組むことが必要です。

今後の取り組み

関係機関等との連携強化

DV被害者の保護から自立まで円滑に行われるように、県、警察等関係機関との連携を強化するとともに、DV対応マニュアルの作成を図る。

他県・他市との連携強化

市域、県域を越える広域的な避難や保護に対しても、広域的な支援が円滑に行えるよう、他県、他市との連携を強化していく。

民間団体との連携、協働及び支援

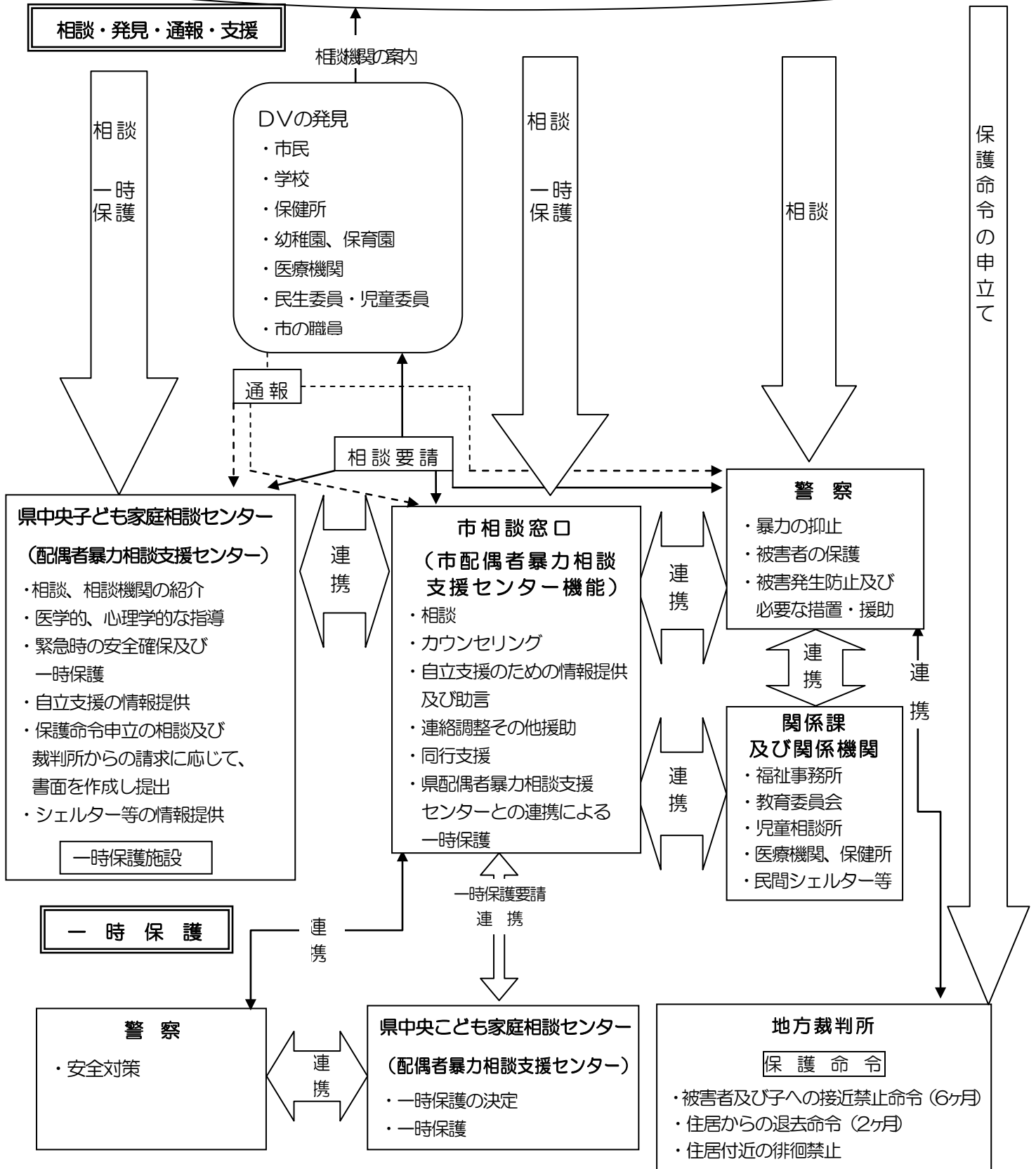
ア 民間団体等がより柔軟で機動的な被害者支援を行えるよう、相互に情報や資料の提供を行い、研修を実施する。

イ 専門的な見地からも支援できるよう民間団体・医師会・歯科医師会・弁護士会・看護協会・助産師会等との連携強化を実施する。

ウ 女性と子どもの生命を守る仕事は本来、行政の責務であり、それを補完し、DV被害者の保護と支援に取り組んでいる民間団体に対して支援を行う。

DV被害者支援フローチャート

DV被害者



資 料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 第五条)

第三章 被害者の保護(第六条 第九条の二)

第四章 保護命令(第十条 第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条 第二十八條)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するこ

とができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務

する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成一九年七月一日法律第一一三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

奈良市市民活動部人権文化推進室
男女共同参画課

電話 0742-34-1525

FAX 0742-33-6938

平成22年(2010年)9月発行